

平成20年産の農作物共済（麦は21年産）の
共済掛金標準率の一部改正について

1 背 景

会計検査院より、農作物共済における農業共済団体等の積立金について、平成19年10月26日に農林水産大臣あて以下の内容で意見表示。

農作物共済事業（保険事業）の運営がより適切なものとなるよう、

- ① 組合等手持掛金及び連合会手持保険料から多額の剰余が生じないよう措置を講ずること。
- ② 組合等及び連合会が特別積立金を取り崩す際に、将来、不足の補てん等に窮するおそれがあるか否かを検討できるよう具体的な方策を示し、連合会を指導するとともに、都道府県に対して組合等を指導するよう助言すること。

2 対応方向

・ 次の処置を講ずる予定。

- ① 農作物共済の共済掛金標準率の見直しを行うとともに、
- ② 特別積立金の取崩しについて、保険収支の将来見通し等を踏まえた考え方を整理し、農業共済団体等に対して指導する。

・ ①については、平成18年1月23日に開催された食料・農業・農村政策審議会経営分科会において、18年産から適用される共済掛金標準率の算定方法について決定いただいているところであるが、当該掛金率に織り込まれている「所要の安全率」は、その水準（0.2σ）を、現行、全国一律に付加していたことから、地域の被害態様、積立金残高の水準等に応じてキメ細かく設定する方向。

3 具体的な対応策

- ・ 農作物共済掛金標準率については、組合等及び連合会ごとに、過去の被害率を基として将来見込まれる被害にも対応できるよう、保険理論の「収支相等の原則」を用いて設計されている。具体的には、「20年間の平均被害率＋安全率」により算定されており、安全率については、予測外の被害が発生しても共済金の支払に支障が生じないよう、統計・確率論から、80%の信頼度で単年度収支が赤字とならないような設計をしている。
- ・ この安全率は、簡潔に言えば、5年に1度（掛金率算定期間の20年でいえば4回）の予測外の被害が発生することを過去の被害の実態等から想定し、0.2σ（注：σは、各組合等及び連合会における20年間の被害率の標準偏差）を、全国一律に設定していた。
- ・ しかしながら、今回の会計検査院の指摘を踏まえ、
 - i) 改めて過去の被害の変動率を検証したところ、予測外の被害の発生頻度が想定を下回る等の組合等及び連合会もあったこと、
 - ii) i) に該当しない場合でも、農業災害補償法及び同法施行規則で規定する不足金てん補準備金として積み立てるべき金額を大幅に上回る準備金（1.5倍以上）を有する等の組合等及び連合会があったこと
 から、平成20年度は通常の掛金率改定期ではないものの、緊急にこれらの組合等及び連合会については、安全率をゼロとする一部改正を行うこととしたい。
 これによる改正後の共済掛金標準率（全国平均）は別紙のとおりであり、平成20年度予算では、水稻及び陸稻で前年度に比べ約11億円の共済掛金国庫負担金の減額を予定している。

○ 平成17年度末の積立金残高（農作物共済）

（単位：億円）

	全 国	1 組合等（連合会） 当たり平均
農業共済組合等	1, 370	4. 6
農業共済組合連合会	798	18. 5
合計	2, 168	6. 4

注：農業共済組合等の数は294、農業共済組合連合会の数は43。

1 農作物共済の共済掛金標準率等の現行と改正(案)との対比(全国平均)

(単位:%)

		現 行			改正(案)			増減率
		共 済 掛 金 標準率 (P) ①	通常共 済掛金 標準率 (P1)	異常共 済掛金 標準率 (P2)	共 済 掛 金 標準率 (P) ②	通常共 済掛金 標準率 (P1)	異常共 済掛金 標準率 (P2)	共 済 掛 金 標準率 (P) ②/①
水稻	一筆	2.191	0.862	1.329	2.055	0.756	1.299	93.8
	半相殺	4.076	0.845	3.231	3.987	0.787	3.200	97.8
	全相殺	3.460	0.833	2.627	3.319	0.738	2.581	95.9
	品質	1.857	0.707	1.150	1.788	0.656	1.132	96.3
	平均	2.568	0.855	1.713	2.438	0.757	1.681	94.9
陸稲	平均	18.138	12.732	5.406	17.152	11.825	5.327	94.6
麦	一筆	5.833	4.589	1.244	5.557	4.350	1.207	95.3
	半相殺	6.994	5.613	1.381	6.936	5.555	1.381	99.2
	全相殺	17.047	11.637	5.410	16.545	11.174	5.371	97.1
	災害収入	10.905	8.077	2.828	10.635	7.814	2.821	97.5
	平均	11.804	8.573	3.231	11.491	8.274	3.217	97.3

注:1 水稻及び陸稲については平成20年産から、麦については平成21年産から適用。

2 共済金額を平成18年産(麦は平成19年産)で加重平均することにより算出。

2 農作物共済掛金標準率を改正する組合等及び連合会数

		対象組合等(連合会数)	左のうち改正組合等(連合会)数
水稻	組合等	283	243
	連合会	43	34
陸稲	組合等	58	58
	連合会	9	9
麦	組合等	271	160
	連合会	41	15

注:「対象組合等(連合会)数」は、農作物共済掛金標準率を告示している数である。

会計検査院からの意見表示の概要（平成19年10月26日）

－農林水産省－

農業災害補償制度（農作物共済）の運営について（農林水産大臣あて）

指摘の背景となった検査実施組合等及び連合会において20年間に生じている

剰余の額(支出) 1752億円

1 制度の概要

農林水産省では、農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業災害補償制度を運営している。

この制度は、原則として、市町村などの各地域ごとに設立される農業共済組合又は市町村（以下「組合等」という。）が行う共済事業、都道府県ごとに設立される農業共済組合連合会が行う保険事業、国が行う再保険事業の3段階により構成されている。

そして、国は、組合等と共済関係の存する組合員等の負担軽減を図るため、共済掛金の一部を共済掛金国庫負担金として負担することとしており、組合員等は組合等に共済掛金から国庫負担金を差し引いた額を支払い、組合等は連合会に保険料を支払い、連合会は国に再保険料を支払う仕組みとなっている。また、共済金は、国、連合会、組合等がそれぞれの責任分担に応じて、国は再保険料等を財源として連合会に再保険金を支払い、連合会は保有している保険料（以下「連合会手持保険料」という。）、再保険金等を財源として組合等に保険金を支払い、組合等は保有している共済掛金（以下「組合等手持掛金」という。）、保険金等を財源として組合員等に共済金を支払うものである。

この制度のうち農作物共済事業及び農作物保険事業は、水稻、陸稻及び麦を対象としていて、組合等及び連合会は、これら農作物が気象上の原因による自然災害等の共済事故が発生した場合に、その損害の程度に応じて組合員等又は組合等に対し共済金又は保険金を支払うものとされている。そして、組合等及び連合会の収支を長期的に均衡させるために、組合等手持掛金及び連合会手持保険料から剰余が生じた場合、全額不足金てん補準備金及び特別積立金に積み立てることとなっている。

一方、農林水産省では、特別積立金については、損害防止活動や組合員等に対する無事戻し等のために取り崩すことを認めている。

2 本院の検査結果

47都道府県管内の283組合等及び43連合会のうち24道県管内の142組合等及び23連合会において、昭和62年度から平成18年度までの20年間の収入支出に係る決算等について分析を行うなどして検査したところ、次のような事態が見受けられた。

ア 組合等及び連合会が20年間に支払財源としている組合等手持掛金及び連合会手持保険料計4220億余円は、共済金及び保険金の支払に計2467億余円が使用されているものの、残りの計1752億余円が剰余となっていて、その割合は41.5%となっている。

イ 組合等及び連合会では、20年間に特別積立金として計1856億余円を積み立て、このうち無事戻し等のために計1469億余円を取り崩して、特別積立金に積み立てた額に対する取崩し額の割合は79.1%と高率なものとなっているが、取り崩しの際に将来不足の補てん等に窮するおそれがあるかを十分に検討していなかった。

このように、組合等及び連合会において、組合等手持掛金及び連合会手持保険料から長年にわたって多額の剰余が生じている事態、将来不足の補てん等に窮するおそれがあるかを十分に検討しないまま多額の特別積立金を取り崩している事態は、剰余及び特別積立金が国庫負担金等を原資としていることを考慮すると適切ではなく改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

農林水産省において、農作物共済事業及び農作物保険事業の運営がより適切なものとなるよう、次のとおり意見を表示する。

ア 国庫負担金等を原資とした組合等手持掛金及び連合会手持保険料から多額の剰余が生じないよう処置を講ずること

イ 上記アの処置を講ずることに伴って、今後は剰余の発生が抑制されることになることから、組合等及び連合会が特別積立金を取り崩す際に、将来不足の補てん等に窮するおそれがあるか否かをより一層検討することが肝要となり、このためその検討ができるよう具体的な方策を示し、連合会に対して指導すること、及び、都道府県に対して組合等を指導するよう助言すること